

令和5年6月から

NPO 法人の手続が

オンラインで

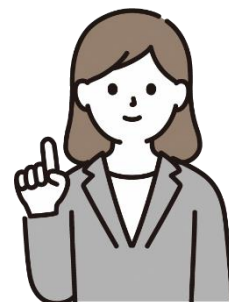
できるようになります！



対象となる手続

- ☑ 設立・定款変更
- ☑ 事業報告書等の提出
- ☑ 役員変更の届出 など

所轄庁に行く
ほぼ全ての手続が
対象です



オンラインで手続を行うには？

下記サイトでアカウント登録を行うか、
G ビズ ID を利用することで、各種手続が可能となります。

NPO 法人ポータルサイト

検索

URL : <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>



裏面もご覧ください

【手続に関するお問い合わせ】

長岡市市民協働推進部市民協働課

電話：0258-39-2291

メール：simin-kyodo@city.nagaoka.lg.jp

【システムの操作に関するお問い合わせ】

内閣府サポートデスク

電話：0120-876-531

NPO 法人の手続がオンラインでできるようになります

令和5年3月に、「NPO法人ポータルサイト」に「ウェブ報告システム」の機能が追加され、新「NPO法人ポータルサイト」として稼働を開始しました。「ウェブ報告システム」では、これまで所轄庁に書面で提出していた申請・届出等について、オンラインで提出することが可能になります。

長岡市では、令和5年6月から本システムを利用した、オンラインによる手続の受付を開始します。
なお、引き続き、書面による申請・届出等を行うことも可能です。

ウェブ報告システムの主な機能

- アカウント管理** システムを利用して作成したアカウントのほか、G Biz ID を利用することができます。また、操作権限を設定することにより、行政書士等がシステムを利用することも可能です。
- 書類の作成、提出** ウェブ画面上の入力または専用ツールにより書類を作成することが可能です。
※一部の書類は、別途郵送が必要な場合があります。
※事業報告書等は、令和5年度は、入力または専用ツールによる作成ができません。
これまでどおり事業報告書等を作成し、データ形式でアップロードしてください。
- 申請・届出履歴の確認** 作成した書類はシステムに保存されるため、過去の提出書類を確認しながら書類を作成することが可能です。
- 問い合わせ機能** システムの操作に関して、システム内の問い合わせフォームを利用することにより、サポートデスクへ問い合わせることができます。

オンラインで手続を行うためにはアカウント登録が必要です

<ケース1 既にNPO法人を設立しており、新たにアカウント登録を行う場合>

- ① NPO法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面で「アカウントの新規登録」を選択し、必要事項を入力。
- ② 「法人利用申請」画面に必要な事項を入力。
- ③ 法人の主たる事務所の住所に内閣府から「利用申請コード」が送付されるので、「法人利用申請」画面でコードを入力。
- ④ 登録完了！手続が利用できます。

<ケース2 現行のシステムで既にアカウントを登録している場合>

- ① NPO法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面で現在のID・パスワードを入力し、ログイン。
- ② 不足している情報を追加で入力。
- ③ アカウント登録が更新され、手続が利用できます。

<ケース3 G Biz ID を利用する場合>

- ① NPO法人ポータルサイトにアクセス。「法人ログイン」画面でG Biz ID・パスワードを入力し、ログイン。
- ② 手続を行う法人を選択。
- ③ 不足している情報を追加で入力し、登録完了！手続が利用できます。

関連リンク・お問い合わせ先

システムの利用及び操作マニュアルの確認、お知らせは下記ページをご覧ください。

また、内閣府サポートデスクもご利用ください。(電話：0120-876-531)

NPO法人ポータルサイト (内閣府)

URL : <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>



長岡市ホームページ

URL : <https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate13/npo/index.html>

